

## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求める件

令和 5 年度中央市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

### 提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 8 日

中央市長

重 月 宵

令和 5 年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年度中央市一般会計補正予算（第 8 号）

理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

## 令和5年度中央市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度中央市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,451,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
14 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,329,188	137,651	2,466,839
815,312	137,651	952,963
16,314,228	137,651	16,451,879

歳 出

款	項
2 総 務 費	3 徴 税 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,735,058	2,500	1,737,558
179,113	2,500	181,613
5,627,520	135,151	5,762,671
2,694,985	103,231	2,798,216
2,510,419	31,920	2,542,339
16,314,228	137,651	16,451,879

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	3 徴税費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（定額減税分）	2,500
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（住民税均等割世帯給付分）	103,231
	2 児童福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（子育て世帯加算分）	31,920
合 計			137,651